

# 信州ブレイブウォリアーズ後援会会則

## 第1条（名称）

本会は、「信州ブレイブウォリアーズ後援会」（以下「本会」と言う。）と称する。

## 第2条（事務所）

本会の事務所を長野県千曲市に置く。

## 第3条（目的）

本会は、「信州ブレイブウォリアーズ」の活動を多面的に支援し、その発展をサポートすると共に、会員並びに関係諸団体との相互理解と連携を図り、「信州ブレイブウォリアーズ運動」を通じ、豊かな未来の地域創造に寄与することを目的とする。

## 第4条（事業）

本会は前条の目的を達成する為に「信州ブレイブウォリアーズ」の運営会社と連携し、相互理解を得ながら次の事業を行う。

- (1) 「信州ブレイブウォリアーズ」に対する物心両面にわたる支援活動事業
- (2) スポーツ文化の振興や青少年の健全育成を含んだ地域開発事業
- (3) 「信州ブレイブウォリアーズ」の広報・宣伝事業
- (4) 会員拡張と会員相互の親睦を図る事業
- (5) その他本会の目的を達成する為に必要な事業

## 第5条（会員）

本会の会員は、会の目的に賛同する個人・個人事業者又は法人若しくは団体とする。

## 第6条（入会及び退会及び除名）

会員となるには、所定の様式による申込み、並びに会費を納入し入会とする。

2. 会員は、本人の申し出により脱会することができる。  
その際、既に納入された会費は返還しないものとする。
3. 会費を納入しない場合は退会したものとみなす、又、本会の名誉を汚した者は、理事会の決議により除名される。

## 第7条（役員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 専務理事 1名
- (5) 監事 2名

## 第8条（理事）

本会に若干名の理事を置く。

#### 第9条（顧問、相談役及び参与）

本会に顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2. 顧問、相談役及び参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
3. 顧問、相談役及び参与は、会長の諮問により意見を述べることができる。

#### 第10条（事務局及び職員）

本会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び職員を置き、会長が任免する。

2. 事務局長及び職員に関する事項は、理事会に諮り会長が別に定める。

#### 第11条（役員を選任）

役員は理事会において選出し、総会において承認する。

2. 会長及び副会長は役員の間選とする。
3. 監事は総会において選任する。

#### 第12条（理事の選任）

理事は総会において選任する。

2. 理事長及び専務理事は理事の間選とする。

#### 第13条（役員の間務）

会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。
3. 理事長は理事会を代表するとともに会務を掌理し、会長、副会長とも事故あるときは、その職務を代行する。
4. 専務理事は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。
5. 監事は事業の執行状況及び会計を監査する。

#### 第14条（理事の間務）

理事は理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき本会の業務を執行する。

#### 第15条（役員及び理事の間期）

役員及び理事の間期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員及び理事が選任されていない場合には、間期の末日後、最初の総会が終結されるまで、その間期を伸長する。

#### 第16条（会議）

会議は通常総会、臨時総会及び理事会とする。

2. 通常総会は年1回会長が招集し、以下の事項について議決する。
  - (1) 会則の変更
  - (2) 解散
  - (3) 事業計画及び予算
  - (4) 事業報告及び決算
  - (5) 役員の間任または解任、職務及び報酬
  - (6) 理事の承認
  - (7) 会費の額
  - (8) その他運営に関する重要事項

3. 臨時総会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき。
  - (2) 第 13 条第 5 項に定めるところにより、監事から請求があったとき。
4. 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
5. 理事会は理事をもって構成し、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会に付すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
6. 理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 第 13 条第 5 項に定めるところにより、監事から請求があったとき。
7. 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
8. 理事会は、必要と認めるときは役員の出席を求め、意見を聞くことができる。
9. 総会及び理事会の議長は会長が務める。

#### 第 17 条（専門委員会）

- 本会に専門の事項を審議し、事業を推進するため、専門委員会を設けることができる。
2. 専門委員会は理事会の議決を経て、会長が任命する専門委員をもって組織する。
  3. 専門委員会について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

#### 第 18 条（支部の設置）

- 本会に市町村単位、地域単位若しくは職域単位で支部を置くことができる。
2. 支部の役員は支部長 1 名、副支部長若干名とし、本会理事会において承認される。

#### 第 19 条（会計）

本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入により賄う。会計年度は、毎年 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 31 日までとする。

#### 第 20 条（会費）

会費は入会金及び年会費として次のとおりとする。年会費は複数口の加入を妨げないものとし、入会金は年会費の口数に関わらず定額とする。

- ・個人・個人事業者会員 入会金 3,000 円 年会費 1 口 1 万円（税込）
- ・法人会員 入会金 3,000 円 年会費 1 口 3 万円（税込）
- ・サポートショップ会員 入会金 3,000 円 年会費 1 口 1 万円（税込）

なお、新規会員は入会金として金 3,000 円を納入するものとする。

2. 会費は、本会事務局へ納入するものとする。

#### 第 21 条

この会則に定めるもののほか必要な細則は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

#### 第 22 条（施行）

本会は平成 24 年 8 月 1 日より実施する。

平成 24 年 9 月 21 日 臨時総会にて一部承認  
以下白紙

附則

この改正は平成 30 年 12 月 22 日より施行する。

附則

この改正は令和 2 年 7 月 19 日より施行する。